

富士市 興
農業 振 興
ビジョン



後期計画

2022 ▶ 2026

富士市

令和4年3月



目 次

第1章 富士市農業振興ビジョンの基本的事項.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 策定の経緯.....	1
3 ビジョンの位置づけ.....	1
4 計画の期間.....	2
第2章 本市農業の現状.....	3
1 本市農業の概要.....	3
(1) 市の位置・面積及びアクセス.....	3
(2) 地形・気象.....	3
(3) 人口.....	4
(4) 産業構造.....	4
(5) 農家人口、耕地面積の推移.....	5
(6) 農地の利用状況と品目別農業産出額.....	7
2 本市農業の特色.....	8
(1) 東部地域.....	8
(2) 北部地域.....	8
(3) 南部地域.....	9
(4) 西部地域.....	9
第3章 前期計画の評価.....	10
第4章 後期計画の基本的な考え方.....	15
1 基本理念.....	15
2 基本目標.....	15
3 基本施策.....	15
第5章 個別施策ごとの具体的な取組.....	18
基本施策1 地域農業を支える担い手の育成.....	18

個別施策 1－1	認定農業者の育成・支援.....	19
個別施策 1－2	農業者の育成・確保.....	20
個別施策 1－3	企業の農業参入支援.....	21
個別施策 1－4	市民の農業参入支援.....	22
基本施策 2	活気ある農村社会の形成.....	23
個別施策 2－1	グリーン・ツーリズムの促進.....	24
個別施策 2－2	景観保全の促進.....	25
個別施策 2－3	市民農園の促進.....	26
基本施策 3	農地の有効利用と適正化.....	27
個別施策 3－1	優良農地の保全と活用.....	28
個別施策 3－2	土地改良施設の維持・管理.....	29
個別施策 3－3	担い手への農地利用集積の推進.....	30
個別施策 3－4	荒廃農地の発生防止と再生利用.....	31
個別施策 3－5	有害鳥獣被害防止対策の強化.....	32
基本施策 4	新たな価値の創出による農業経営の確立.....	33
個別施策 4－1	地域特産物の競争力強化.....	34
個別施策 4－2	新たな特産物の創出.....	35
個別施策 4－3	6次産業化への取組支援.....	36
基本施策 5	安全・安心な農産物の供給.....	37
個別施策 5－1	食育の促進.....	38
個別施策 5－2	持続可能な農業の促進.....	39
個別施策 5－3	地産地消の推進.....	40
第 6 章	推進体制.....	41
1	関係機関等との連携.....	41
2	進行管理.....	41
3	計画の実現に向けて.....	42

第1章 富士市農業振興ビジョンの基本的事項

1 策定の趣旨

富士市農業振興ビジョンは、計画期間を平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までとし、基本理念を「富士山から駿河湾まで豊かな自然の恵みを活かしたまち」と定め、実現するために3つの基本目標を掲げ、今後10年を見据えた基本施策と個別施策の展開を図りつつ、令和3年度以降必要に応じて見直しを行うこととしています。

平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までは、基本理念の実現を図るため、農地中間管理事業による農地の利用集積、富士東部土地改良区パイプラインの更新、農地基盤整備事業の推進など、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、自然災害の増加、新型コロナウイルス感染症の拡大、少子高齢化と人口減少など、社会状況は大きく変化し、その変化は農業分野においても、令和4（2022）年に静岡県東部地区に「富士伊豆農業協同組合」が誕生するなど影響を及ぼしています。

このような状況のなか、国では、令和3（2021）年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、県では、新たな「静岡県経済産業ビジョン（農業・農村編）」が策定されています。また、本市では、新たな総合計画である「第六次富士市総合計画」が令和4（2022）年度から始まります。

農業の担い手不足、荒廃農地及び野生鳥獣被害の増加等、本市の農業も深刻さを増しています。このため令和2（2020）年度までの施策を評価し、改めて課題を明確化し、令和8（2026）年度までの農業の持続的発展及び農村振興の方向性を示すため「富士市農業振興ビジョン」の後期計画を策定しました。

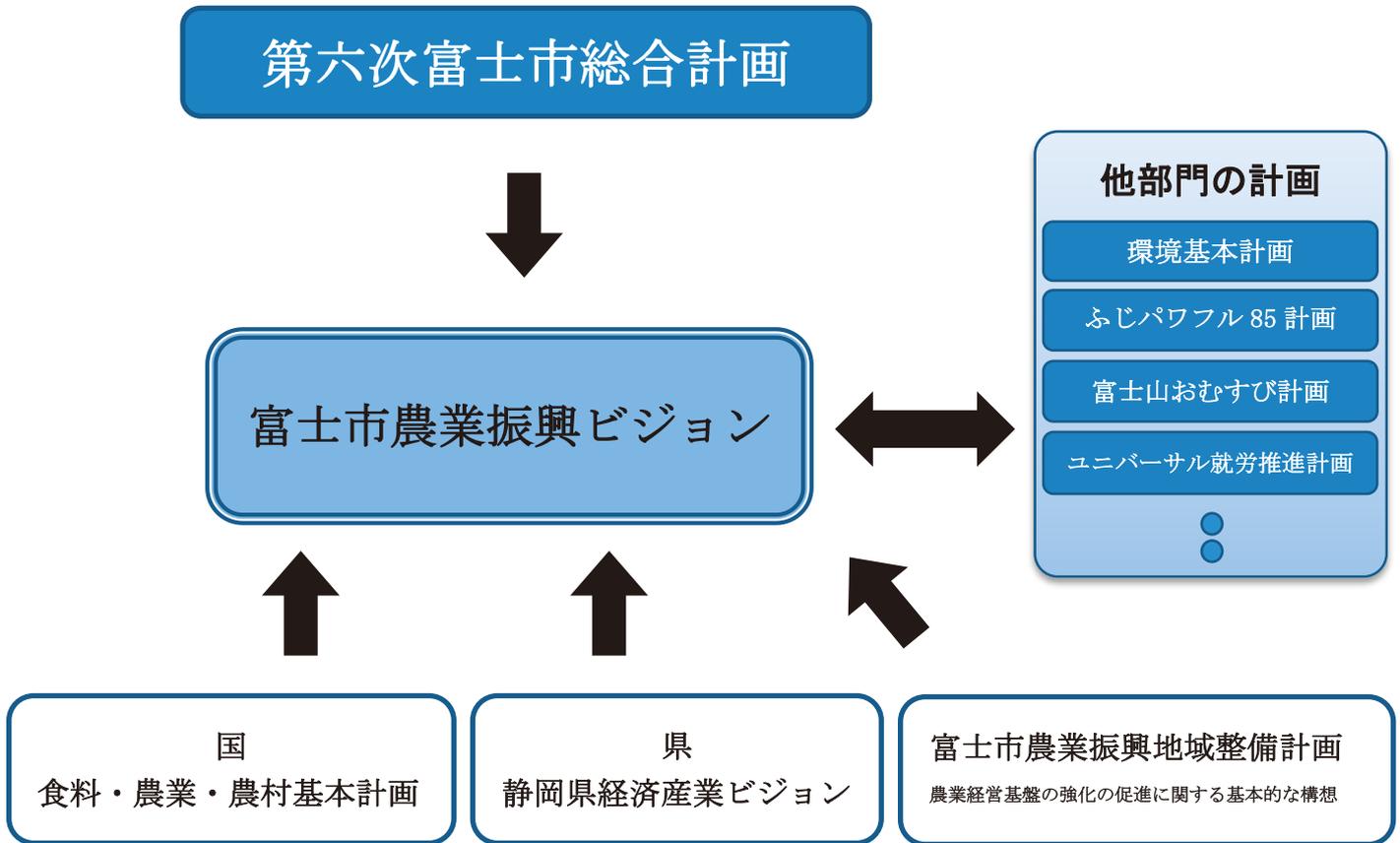
2 策定の経緯

本ビジョンの後期計画策定にあたり、外部の視点からの意見や助言を求めるため、静岡県富士農林事務所、富士市農業協同組合等関係機関で構成する「富士市農業振興ビジョン策定推進会議」において検討を行いました。

また、本市の農業の現状を把握し、取り組むべき課題を抽出するため、市内の農業者から意見等を取り入れました。

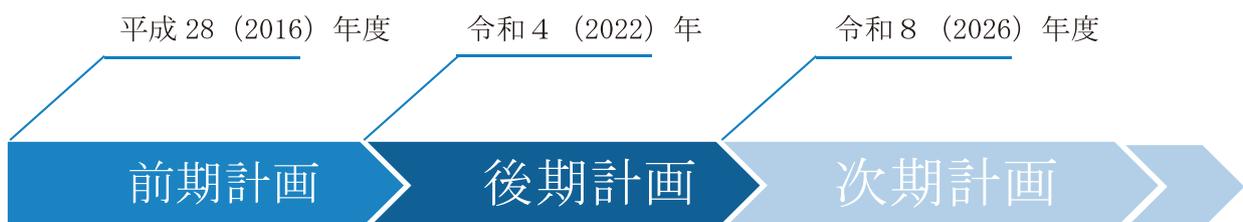
3 ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、国の「食料・農業・農村基本計画」、県の「静岡県経済産業ビジョン（農業・農村編）」、本市の「農業振興地域整備計画」及び「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」との関連性に配慮するとともに、「第六次富士市総合計画」や他部門の計画との整合性を図りつつ、農業・農村の総合的な振興を図るための基本方針として位置づけるものです。



4 計画の期間

本ビジョンの計画期間は、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までとしていましたが、「第六次富士市総合計画」の策定に合わせ見直しを行い、平成 28（2016）年度から令和 3（2021）年度を前期計画、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度を後期計画とする計画期間としました。



第2章 本市農業の現状

1 本市農業の概要

(1) 市の位置・面積及びアクセス

本市は、静岡県東部に位置し、北に富士山や愛鷹連峰を仰ぎ、南に駿河湾を望み、市内には日本三大急流の一つである富士川が流れる自然と都市が共存する地域で、面積は24,495ha、耕地面積は約10%にあたる2,380haです。

鉄道網、道路網ともに首都圏及び県内主要都市へのアクセスに便利な東西交通路上に存するという優位な立地条件を備えています。さらに、平成24(2012)年4月の新東名高速道路の開通に伴う新富士インターチェンジの開設、令和3(2021)年8月には中部横断自動車道が全線開通し、広域交通の利便性が向上しています。

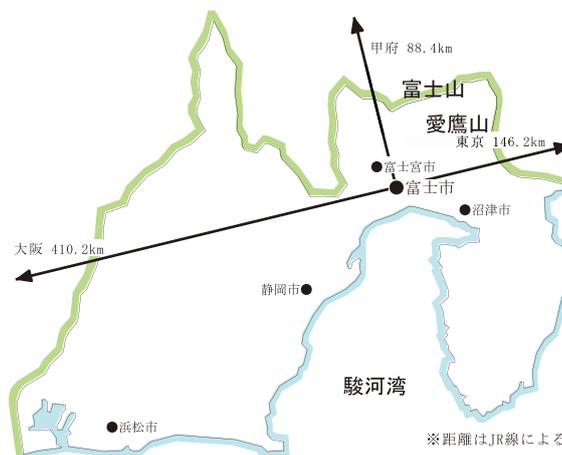


図1：富士市の位置

(2) 地形・気象

本市には、富士川、潤井川、沼川等の一級河川が流れ、富士山の地下水も豊富で、水資源に恵まれています。気候は、概ね温暖で太平洋側気候（夏季多雨多湿・冬季少雨乾燥）であり、積雪は山間部の一部を除きほとんどみられません。

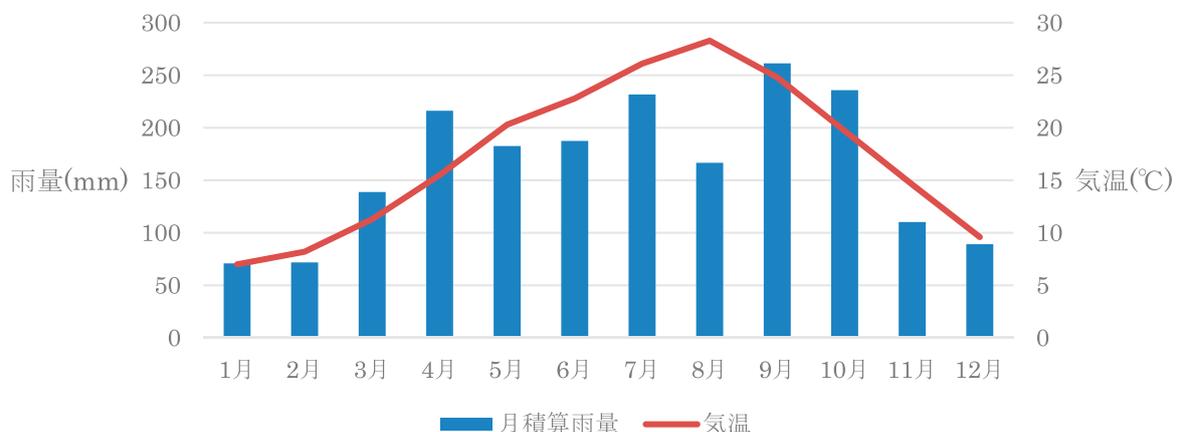


図2：富士市の月積算雨量と気温(出典：富士市気象観測データ)

※平成27年から令和2年までの平均値を記載

第2章



(3) 人口

本市の人口は、令和3（2021）年4月1日現在251,616人で、平成20（2008）年の富士川町との合併後、平成21（2009）年をピークに翌年から減少に転じています。

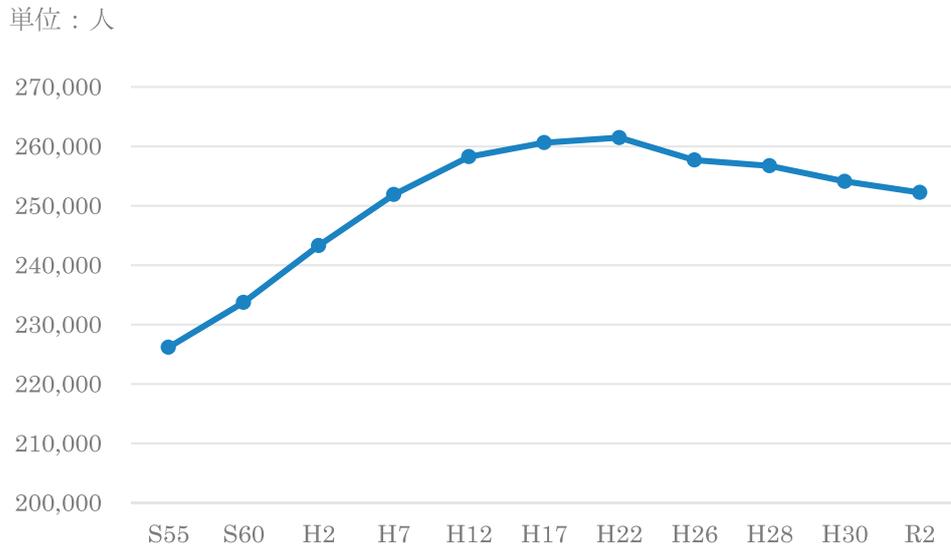


図3：富士市の人口（出典：富士市の人口統計）

※昭和55年～平成17年の人口は、旧富士市と旧富士川町の計

(4) 産業構造

本市の産業分類別就業人口は、第3次産業が57%、第2次産業が38%を占め、農業を含む第1次産業は2%です。

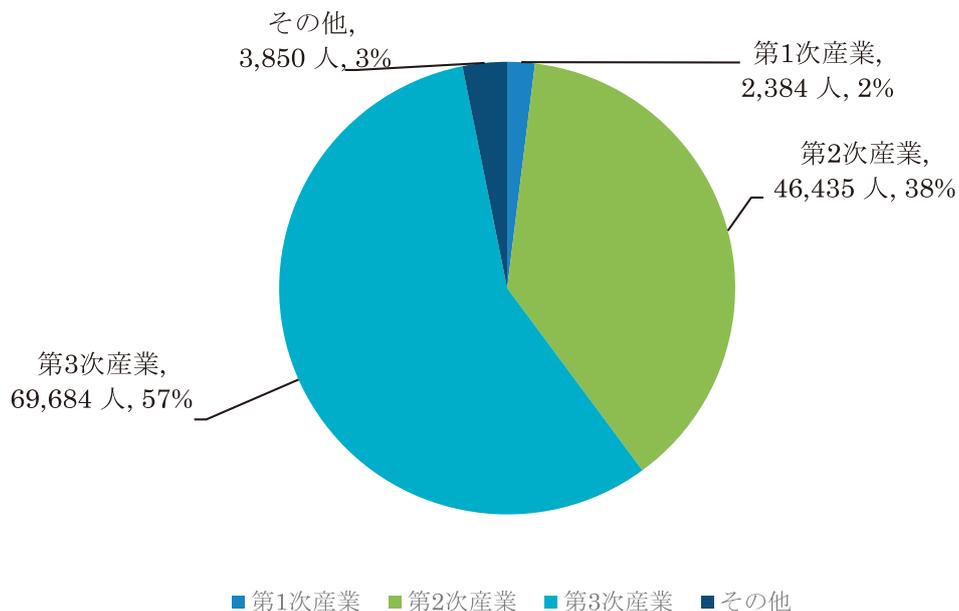


図4：産業構造（出典：国勢調査-平成27年-）

(5) 農家人口、耕地面積の推移

農家人口、農家戸数、経営耕地面積ともに、年々減少傾向にあります。

平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年の 10 年間で、農家戸数については約 27%減少、経営耕地面積については約 18%減少していることがわかります。

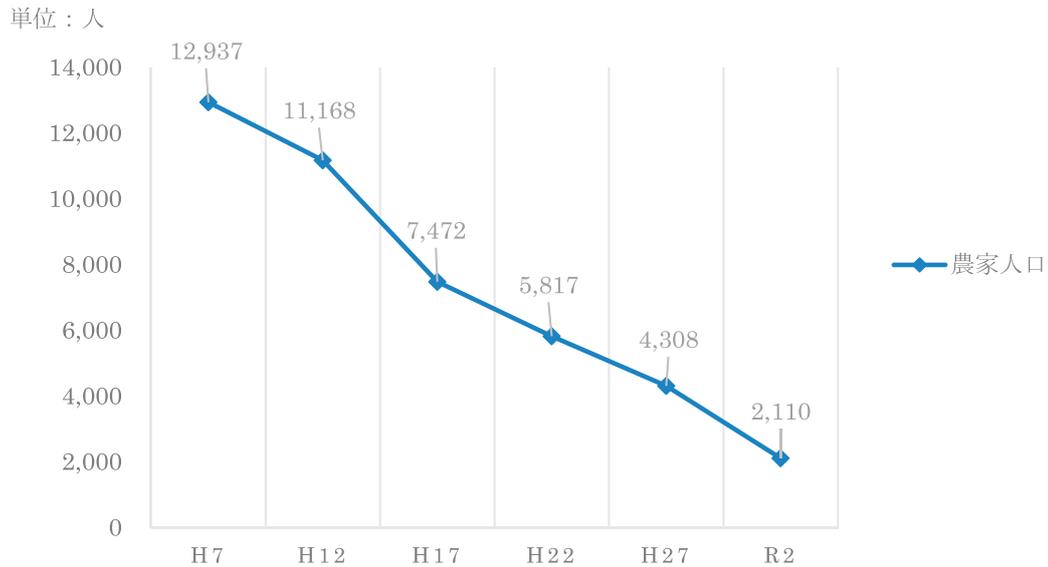


図 5：農家人口（出典：農林業センサス）

※平成 7 年～平成 27 年の農家人口は、販売農家の数値を記載

※令和 2 年は自営農業に従事した世帯員数の数値を記載

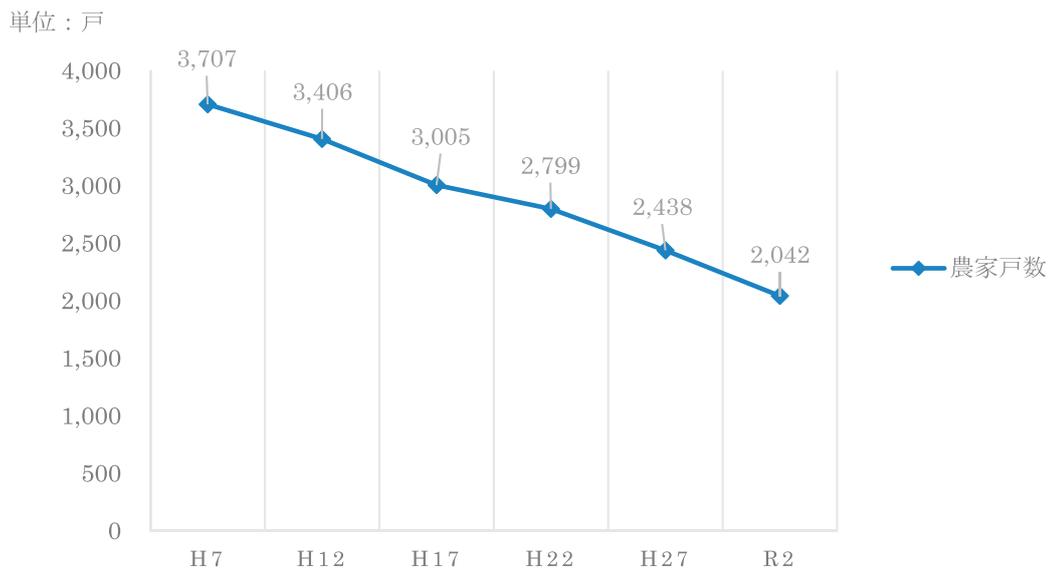


図 6：農家戸数（出典：農林業センサス）

第2章

単位：ha

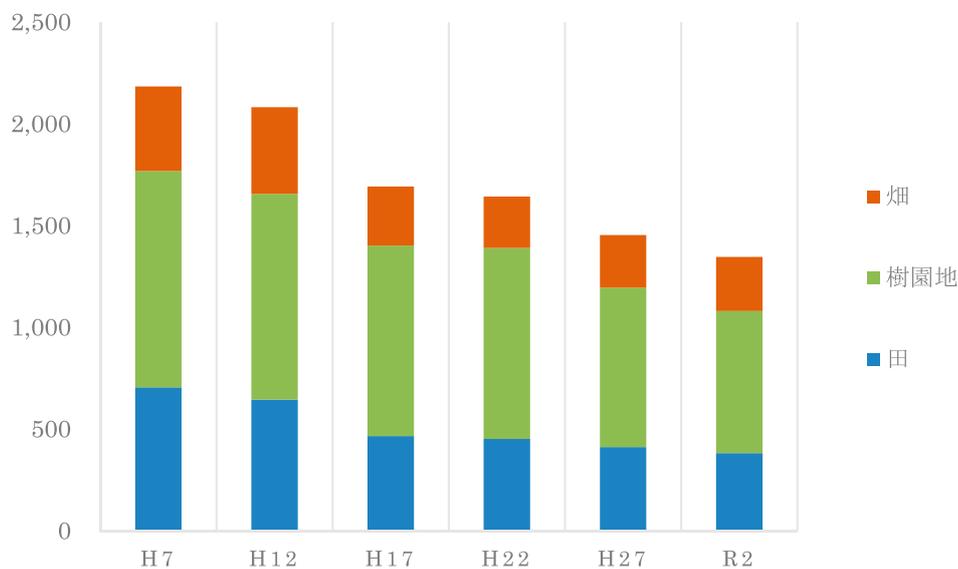


図7：経営耕地面積及び内訳（出典：農林業センサス）

区分	経営耕地面積 (単位：ha)			
	総面積	田	樹園地	畑
平成7年	2,184	705	1,063	416
平成12年	2,082	645	1,011	426
平成17年	1,692	466	936	290
平成22年	1,643	452	938	253
平成27年	1,454	412	783	259
令和2年	1,346	382	698	266

表1：経営耕地面積(出典：農林業センサス)

※平成7・12年の数値は、旧富士市のみの面積

※平成17・22・27年の数値は、販売農家の経営耕地面積の合計

※令和2年の数値は、農業経営体の経営耕地面積の合計

(6) 農地の利用状況と品目別農業産出額

本市農地の作付面積約 41%で茶が栽培されており、次に水稲で約 25%、両作物で全体の約 66%を占めています。このほか、野菜、花き類、果樹類などが栽培されています。農業産出額では、金額の多い順に、花き類、野菜、茶、米となっています。

品目	作付面積 (ha)	品目別利用面積割合 (%)
茶	552	41.0
水稲	333	24.7
野菜	98	7.3
花き類	68	5.1
果樹類	38	2.8
いも類	6	0.4
その他	251	18.7
合計	1,346	100.0

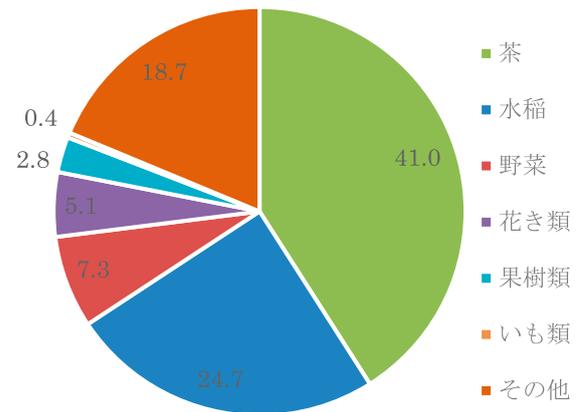


図 8：品目別販売目的の作付面積

表 2：品目別販売目的の作付面積
(出典：農林業センサス-令和 2 年-)

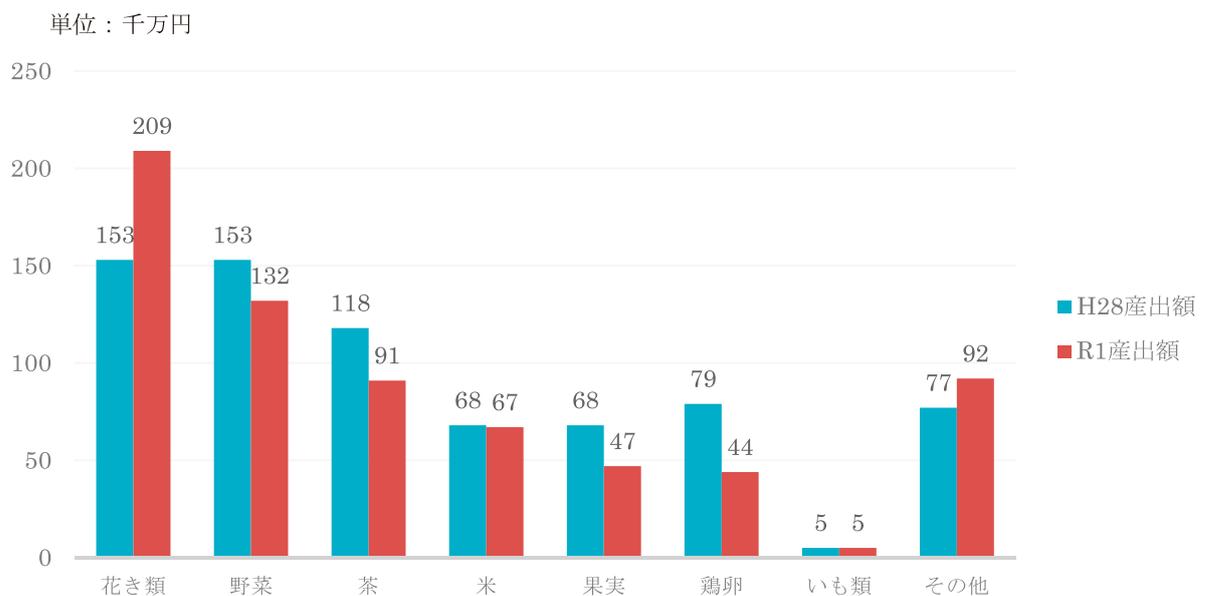


図 9：平成 28 年・令和元年市町村別農業産出額 (推計) (出典：農林水産省)

2 本市農業の特色

本市農業は、大きく分けて4つの地域に分類されます。



図10 地域区分

(1) 東部地域

沼川周辺の平野部には、浮島沼と呼ばれる湿地帯が広がっていましたが、現在は主に水田地帯として、ほ場整備された集団的な農地が広がっています。また、水稻以外では梨等も栽培されています。

愛鷹山麓に広がる畑地帯は、傾斜地に樹園地が広がり、本市の基幹作物である茶のほか、梨、みかん及びほうれんそう等の葉物野菜が栽培されています。地形上の制約により、農道の改良及び排水路の整備によって土地の生産性を高めてきましたが、近年は大規模な樹園地整備が計画されています。

(2) 北部地域

北部地域は、畑地帯総合整備事業等による農地・排水路及びかんがい施設等が整備されています。この地域は、緩やかに南面に向かって傾斜した畑作地帯で、茶、しきみ、カリフラワー、ブルーベリー、とうもろこし等が栽培されています。また、標高の高い山間部に茶園が広がり、農家一戸あたりの経営面積が広く機械化が進んでいます。

(3) 南部地域

伝法地区では、ほ場整備された水田地帯が広がり、潤井川周辺では、水田裏作によるキャベツなどの露地野菜が栽培されています。また、富士駅周辺の平坦地では、古くから水田地帯が広がっていましたが、市街化が進むとともに、いちご、花き、野菜などの施設園芸作物、梨等が栽培されています。

(4) 西部地域

岩本山周辺の丘陵地帯は、土地改良総合整備事業や畑地かんがい排水事業等により農道や用水路等が整備され、茶やみかんが栽培されています。また平坦地では、水稻、いちご、梨、イチジク等が栽培されています。

富士川・松野地区では、山間傾斜地でのみかんのほか、みかん園の転換から始まったキウイフルーツの栽培も行われています。キウイフルーツは、ヘイワードのほか、本市で栽培が始まった糖度の高い品種で、商標登録されている「レインボーレッド」が松野地区を中心に栽培されています。その他にも、茶、水稻、露地野菜等が栽培されています。



第3章 前期計画の評価

後期計画の策定にあたって、前期計画で実施した施策の成果を、中間年度(令和2年度)の目標値に対する現状(令和2年度)から評価しました。

基本施策1 地域農業を支える担い手の育成

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
認定農業者数	215 経営体 (平成26年度)	187 経営体 (令和2年度)	247 経営体 (中間年度 ¹)
農業次世代人材投資事業の利用者数 (累計)	5 人 (平成26年度)	7 人 (令和2年度)	10 人 (中間年度)
農業参入企業数	1 件 (平成26年度)	2 件 (令和2年度)	5 件 (中間年度)
市民農業者制度による農地利用者数	11 人 (平成26年度)	15 人 (令和2年度)	30 人 (中間年度)

●基本施策1の評価

認定農業者になると、国による経営改善のための支援措置が受けられるメリットがありますが、後継者不足や規模拡大を目指す農家が減少していることなどが原因で、目標値を下回っています。このため、今後は認定農業者数を増加させることから、減少を食い止めていくことに重点を置く必要があります。

新規の就農に繋がる、農業次世代人材投資事業、企業参入、市民農業者制度利用者数は、認定できる農業技術や希望に合う優良農地がないなどが原因で、目標値を下回っています。特に市民農業者制度は、農業委員会による営農計画の審査により認定されますが、ここ数年利用者は見られません。このため、新規就農を希望する市民に農業技術を教える取組や、面積にとらわれず農地利用の設定を促進する取組など新規指標の設定が必要と考えます。

¹ 中間年度とは、平成28年度から計画が始まった本ビジョンでの中間年に当たる令和2年度を言います。前期計画を評価するための目標年度としています。

基本施策2 活気ある農村社会の形成

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
観光農園の開設数	10 箇所 (平成 26 年度)	10 箇所 (令和 2 年度)	15 箇所 (中間年度)
農家民宿の開設数	2 軒 (平成 26 年度)	1 軒 (令和 2 年度)	3 軒 (中間年度)
農村環境保全活動に取り組む活動組織数	4 件 (平成 26 年度)	6 件 (令和 2 年度)	6 件 (中間年度)
市民農園開設数	9 箇所 (平成 26 年度)	12 箇所 (令和 2 年度)	12 箇所 (中間年度)

●基本施策2の評価

観光農園や農家民宿といったグリーン・ツーリズム関連施設は、施設整備の問題のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により定期的な観光客の集客が見込めないなどの理由により目標値を下回っています。

特に、農家民宿は、宿泊者数の増加が見込めない中、休業や新たに開業するための法規制等の課題もあることから、基準値から減少するなど、指標の設定は困難な状態です。

農村環境保全活動に取り組む活動組織は、農業者と地元の各種団体の理解と協力により増加し、目標値と同数が活動しています。

市民農園は、60 歳以上の市民の方などから多くの需要があり、不足している状況であるため、開設数は目標値に達していますが、農業を行わなくなった農地所有者などに対して、さらに開設を促すことが必要となります。

基本施策3 農用地の有効利用と適正化

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
農地中間管理事業による 担い手への農地集積延面積	12.5ha (平成27年度)	343.6ha (令和2年度)	50ha (中間年度)
荒廃農地面積	32ha (平成26年度)	80ha (令和2年度)	30ha (中間年度)
ニホンジカ捕獲頭数	162頭 (平成26年度)	431頭 (令和2年度)	260頭 (中間年度)

●基本施策3の評価

平成27年度から開始した農地中間管理事業により、土地改良区を中心に集積が進み、目標値を大幅に上回っています。反面、ほ場整備がされていない山間部など傾斜地にある農地については、荒廃農地化が進み増加に歯止めがかからない状況です。今後は、農地の基盤整備を進めるなど担い手への集積を進め、荒廃農地の増加面積を減らす取組が重要です。

また、野生鳥獣被害防止対策については、猟友会などの協力のもと、目標値を上回る捕獲数となっていますが、平野部などニホンジカ以外の鳥獣による苦情が年々増加しており、小型鳥獣対策など新たな取組が求められています。

基本施策4 新たな価値の創出による農業経営の確立

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
農業部門の富士ブランド登録数	25 件 (平成 26 年度)	35 件 (令和 2 年度)	30 件 (中間年度)
特産化推進会議推奨作物栽培面積 (累計) ※茶園転換支援事業による栽培面積	400 a (平成 26 年度)	626 a (令和 2 年度)	1,000 a (中間年度)
6 次産業化支援事業取組件数 (累計) ※ 6 次産業化促進支援事業補助金交付件数	11 件 (平成 26 年度)	41 件 (令和 2 年度)	30 件 (中間年度)

●基本施策4の評価

富士ブランド認定品への登録数が増え目標値を上回っていることは、多くの農業製品が本市の優良品として認定され、競争力の強化につながっているものと考えられます。

また、本市の基幹作物である茶以外の新たな特産品として推奨している、カリフラワー・落花生・トウモロコシ・里芋の栽培面積は、目標値を下回りましたが、引き続き栽培を推奨するとともに、農業協同組合と連携し、新たな特産物の導入も図る必要があります。

6次産業化に向けた取組を行っている農業者の数は、自園自製自販が盛んな本市茶業を中心に増加しており、目標値を上回っていますので、引き続き6次産業化支援事業補助金の活用など、農業者の販売力強化に向けての取組を続ける必要があります。

基本施策5 安全・安心な農産物の供給

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
学校給食地場産品導入率	45% (平成26年度)	44.6% (令和2年度)	50% (中間年度)
市内エコファーマー認定者数	133人 (平成26年度)	30人 (令和2年度)	150人 (中間年度)

●基本施策5の評価

学校給食への地場産品導入を進めていますが、自校方式で大量の発注数が見込めないなど、生産者も給食専用の生産に踏み切れない状況があるため、導入率は横ばいです。引き続き学校給食等地場産品導入協議会の活動支援を行い、生産者と給食関係者との情報共有を図り、導入率の向上を目指すとともに、農家による出前授業など子供たちに食の大切さについて理解を深める取組を進める必要があります。

また、県が推進するエコファーマーは、環境に優しい農業に取り組む計画に基づく活動を通して持続性の高い農業を行う農業者の愛称ですが、認定を受けても労力の割に価格の優位性に繋がりにくいなど、利益に繋がりにくく、認定者数は減少し続けているため、新規指標の設定が必要となります。

第4章 後期計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度を計画期間とする、「第六次富士市総合計画」において、目指す都市像に「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」を掲げ、基本的な施策の大綱を示しています。

農業分野においては、「富士山の豊かな恵みを活かし 活力ある農業が継続するまち」をめざす姿とし、担い手の確保・育成、生産基盤の保全・拡充、地場製品の生産支援と付加価値の向上を施策の三本柱として、地域の特性を有効に活用した農業の振興を推進し、持続的な農村の形成を目指しています。

近年の農業を取り巻く環境が厳しさを増すなか、現状を把握するとともに課題を明らかにし、新たな農業の持続的発展、農村の振興を目指していくため、今後5年間（令和4（2022）年度から令和8（2026）年度）の農業振興の後期計画（ビジョン）における基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

富士山の豊かな恵みを活かし
活力ある農業が継続するまち

2 基本目標

基本理念を実現するため、「第六次富士市総合計画」に基づき、以下の3つの基本目標を柱として施策を展開します。

担い手の確保・育成
生産基盤の保全・拡充
地場製品の生産支援と付加価値の向上

3 基本施策

現在、全国的に農産物の価格低迷、農業者の高齢化、担い手の不足、荒廃農地の増加等、農業をとりまく情勢は厳しく、本市においても例外ではありません。

農業の振興を図る上で、担い手の確保、土地改良、有害鳥獣対策、特産化など、さらなる取組が必要となっています。

このようななか、国、県の施策と整合性をとりつつ、5つの視点から今後5年を見据えた基本施策及び個別施策を設定し、本市の農業ににぎわいを取り戻すための農業振興を図ります。



基本理念

基本目標

富士山の豊かな恵みを活かし
活力ある農業が継続するまち

担い手の確保・育成

生産基盤の保全・拡充

地場産品の生産支援
と付加価値の向上

基本施策

個別施策

1 地域農業を支える担い手の育成

- 1 認定農業者の育成・支援
- 2 農業者の育成・確保
- 3 企業の農業参入支援
- 4 市民の農業参入支援

2 活気ある農村社会の形成

- 1 グリーン・ツーリズムの促進
- 2 景観保全の促進
- 3 市民農園の促進

3 農地の有効利用と適正化

- 1 優良農地の保全と活用
- 2 土地改良施設の維持・管理
- 3 担い手への農地利用集積の推進
- 4 荒廃農地の発生防止と再生利用
- 5 有害鳥獣被害防止対策の強化

4 新たな価値の創出による農業経営の確立

- 1 地域特産物の競争力強化
- 2 新たな特産物の創出
- 3 6次産業化への取組支援

5 安全・安心な農産物の供給

- 1 食育の促進
- 2 持続可能な農業の促進
- 3 地産地消の推進



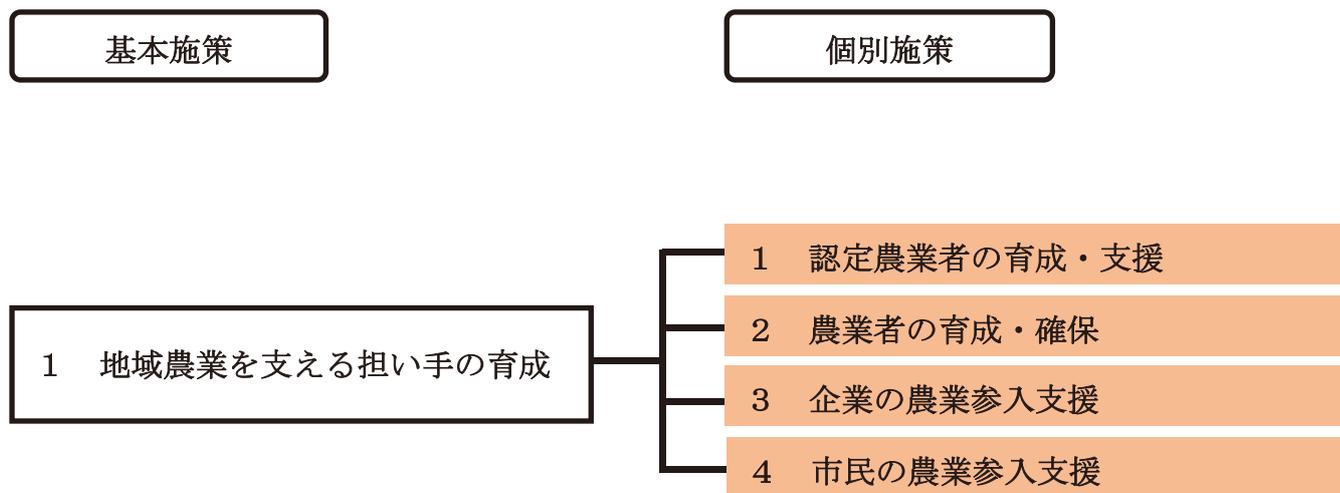
第5章 個別施策ごとの具体的な取組

基本施策1 地域農業を支える担い手の育成

本市では、農家数に占める農業所得が主でない（世帯所得の50%以下が農業所得）農家の割合が約75%と高く、農業従事者の平均年齢が62.7歳であるなど、農業経営を継続する理由が弱いことや従事者が高齢化していることから、担い手の確保が困難な状況にあります。

また、農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）の農家においても、昨今の農産物の価格低迷や、農業の機械化に伴う設備投資の増大など、農業経営が安定しないことを理由に、次世代の後継者が職業として農業を選ばない状況が見受けられます。

農家数が減少するなか、今後の地域農業を支える担い手の確保は農業振興の要であることから、新規農業者から農地所有適格法人²まで、各段階や状況に応じた幅広い支援を実施し、現担い手の農業経営の安定化を図りつつ、新たな担い手を育成していく必要があります。



² 農地所有適格法人とは、「農地法」で規定された呼称で、同法第2条第3項に定める要件を満たし、農地に関する権利の取得が可能な法人のことです。

個別施策 1-1 認定農業者の育成・支援

●現状と課題

本市では、平成7年（1995）度から意欲的に農業経営を営んでいる農業者若しくは営もうとする農業者を認定する認定農業者制度³を導入し、平成26（2014）年度末には215経営体の農業者を認定していましたが、令和2年（2020）度末では187経営体となっています。高齢化及び後継者不足のために辞退する農業者が増加する一方、新たに認定申請する農業者は少なく、認定農業者数の減少を食い止めることが課題となっています。

●施策の内容

農業者が作成する農業経営改善計画書の作成支援や、計画書に基づく農地中間管理事業⁴等を活用した農地の確保や経営の合理化、強い農業・担い手づくり総合支援交付金⁵の活用等により、認定農業者の経営が効率的で安定的なものとなるよう総合的に支援します。

また、農業機械や設備等の導入に必要な農業制度資金⁶の借入に関する利子助成を行うなど、新規認定農業者等の支援を行います。

●具体的な取組

- ・農業経営改善計画書作成支援
- ・農業制度資金を借り受けた方への利子助成
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金の活用
- ・農地中間管理事業による農地の利用集積・集約化支援
- ・農業経営の安定化に向けた収入保険⁷への加入促進

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
認定農業者数	215 経営体 (平成 26 年度)	187 経営体 (令和 2 年度)	187 経営体 (令和 8 年度)

※家族経営協定は1経営体として算定

³ 認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営を営んでいる農業者若しくは営もうとする農業者が、経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、国・県・市が認定する制度です。

⁴ 農地中間管理事業とは、農地中間管理機構（農地バンク）が耕作しなくなった農地を借り受け、規模拡大や効率化を考えている担い手に貸し付ける国の制度です。

⁵ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金とは、地域の担い手として融資を受け、機械等を導入する際への支援制度です。

⁶ 農業制度資金とは、法令や条例等に基づいて、国や地方公共団体が金融機関と協力して、政策に合う農家等に対して、有利な条件で融資する資金です。

⁷ 収入保険とは、農業者の経営では避けられない自然災害や農作物の価格低下などによって売上が減少した場合に、農業者の収入を補償する保険です。



個別施策 1－2 農業者の育成・確保

●現状と課題

高齢化や農産物の価格低迷等により農業者の減少が進む一方で、農業経営に強い意欲を持ち、親の農業経営を継承する後継者や新たな職業として就農を目指す新規就農者もおり、このような次世代を担う農業者を育成していくことが重要です。

新規就農においては、技術習得、農地や資金の確保が大きな壁となっており、営農定着までの間、関係機関の継続的な支援が必要になります。

●施策の内容

農業委員会⁸、県及び農業関係団体と連携し、国が行う農業次世代人材投資事業⁹や県が実施する非農家対象の農業体験事業、静岡県農業振興公社¹⁰が実施する新規就農希望者を対象とした新規就農者養成研修等の研修制度を活用することにより、各段階に応じた就農支援を実施します。

また、農地中間管理事業の活用や関係団体と協力して、新規就農者の農地確保を支援します。

●具体的な取組

- ・農業次世代人材投資事業等の活用促進
- ・新規就農者及び担い手農家への中間管理事業等による農地確保支援
- ・遊休農地¹¹等の紹介

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
農業次世代人材投資事業の利用者数 (累計)	5人 (平成26年度)	7人 (令和2年度)	15人 (令和8年度)

⁸ 農業委員会とは、農地法に基づく売買・賃借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会です。

⁹ 農業次世代人材投資事業とは、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修及び就農直後の経営確立を支援する資金を交付する国の制度です。

¹⁰ 静岡県農業振興公社とは、農業経営の規模拡大、農地の集団化、新規就農者の育成、企業の農業参入支援など、農業に関する各種事業の遂行を中心的な業務とする公共企業体です。

¹¹ 遊休農地とは、1年以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地です。

個別施策 1－3 企業の農業参入支援

●現状と課題

農業者の減少が進む中、全国的に新たな農業の担い手として、企業の農業参入が注目されています。特に、施設内で植物の生育環境を制御して栽培を行う植物工場への注目が高まっています。

企業の農業参入を支援することは、新たな雇用を創出するほか、荒廃農地¹²の解消にも繋がるため、企業誘致の担当部署との連携のもと、企業への情報提供を行うなどの誘致活動が必要となります。

●施策の内容

企業の農業参入を進めるため、農業委員会、県、静岡県農業振興公社等との連携強化を図るとともに、企業参入等支援センター¹³等を活用して支援を図ります。

また、企業が農業参入する際の課題である農地確保については、関係団体と協力しながら農地中間管理事業の活用を促進します。

●具体的な取組

- ・ 農業委員会、県及び企業参入等支援センターとの連携
- ・ 農地中間管理事業等を活用した農地の斡旋
- ・ 農業参入を希望する企業等への誘致活動

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
農業参入企業数（累計）	1 件 (平成 26 年度)	2 件 (令和 2 年度)	10 件 (令和 8 年度)

¹² 荒廃農地とは、現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、客観的に見て通常の農作業では作物の栽培が不可能となっている農地です。

¹³ 企業参入等支援センターとは、静岡県農業振興公社に設置されていて、農業参入企業の掘り起こし、企業と支援機関との連携、農業参入した企業の活動支援を行う機関です。



個別施策 1－4 市民の農業参入支援

●現状と課題

安全・安心な食への関心の高まり、新型コロナウイルス感染症の影響や老後の趣味の一環として、家庭菜園や小規模の農業を始めたいという市民が増えています。

また、農村に対する関心の高さやコロナ禍での生活意識・行動の変化に伴い、都市部と農村を行き来する「田園回帰」の動きも出始めています。

農業者の減少が問題視されている中で、新規農業者の育成、農福連携¹⁴などのユニバーサル就労推進による新たな働き手の確保も必要です。

●施策の内容

農業を始めたい方を対象に、市が行う農業アカデミー事業を通じて、農業の技術を習得する機会を設け、新規農業者を育成するとともに、利用権設定等促進事業¹⁵を活用し、新規農業者に必要な農地の利用を促進します。

また、障害者就労継続事業所等への農作物栽培支援を行う、農福連携事業を推進していきます。

●具体的な取組

- ・農業アカデミー事業の実施
- ・障害者就労継続事業所等への農作物栽培支援
- ・利用権設定等促進事業の周知と活用

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
農業アカデミー事業の修了者数（累計）	24人 (平成26年度)	61人 (令和2年度)	100人 (令和8年度)
ユニバーサル農業支援数（累計）	4事業所 (令和2年度)	4事業所 (令和2年度)	16事業所 (令和8年度)

¹⁴ 農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。

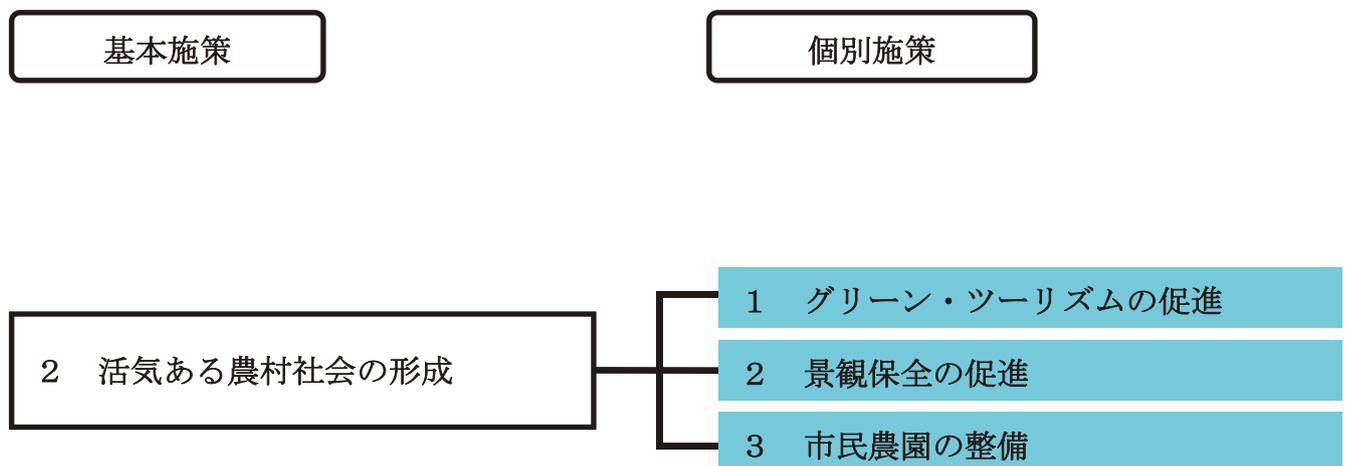
¹⁵ 利用権設定等促進事業とは、農業経営基盤強化促進法に基づく、基本構想に従って実施される農業経営基盤強化促進事業の一環として、農用地について利用権の設定、移転、所有権の移転を促進する事業です。

基本施策2 活気ある農村社会の形成

本市には、富士山の裾野に茶畑が広がる、景観的にも優れた農村地帯があり、多くの観光客やカメラマンが訪れています。

このため、本市の農業振興においては、農地を地域の大切な財産として保全し、活気に満ち溢れた農村を維持・創出することで、地域の魅力を向上させていくことが重要と考えます。

また、農村の住民と都市住民が交流を深め、農村地域の新たな賑わいや活性化に繋がるような取組を推進していきます。





個別施策 2-1 グリーン・ツーリズムの促進

●現状と課題

都市住民との交流促進や農産物の出荷・販売以外の収入源の確保等を目的として、収穫体験ができる観光農園の開設や、農家民宿¹⁶を開業するなどのグリーン・ツーリズム¹⁷関連の取組に関心が高まっています。

しかし、観光客を安定的に誘致するためには、受入体制整備、トイレ等の施設整備、さらには、呼び込むための認知度アップが必要となります。

また、新型コロナウイルス感染症により、観光客や訪日外国人が減少となり、新たな農家民宿の開設は難しい状況となっています。

●施策の内容

優良な農業景観を保全する地域や観光農園などへの観光客誘致を促進するため、生産農家と地域団体や観光業者等の連携を強化し、受入可能な組織体制づくりを支援します。

また、観光客の誘致活動の一環として、富士山観光交流ビューロー、静岡県観光協会、静岡県グリーン・ツーリズム協会と連携し、農村資源に関する情報発信を行い、魅力ある農業資源を有した観光地であることをPRし、都市と農村の交流人口の増加を図ります。

さらに、新たな観光農園等の開設希望者の支援を行います。

●具体的な取組

- ・富士山大淵笹場茶園景観活用推進協議会への活動支援
- ・富士山観光交流ビューローや静岡県観光協会との連携強化
- ・静岡県グリーン・ツーリズム協会を活用した情報発信
- ・観光農園開設に対する支援

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
観光農園開設数	10 箇所 (平成26年度)	10 箇所 (令和2年度)	15 箇所 (令和8年度)

¹⁶ 農家民宿とは、旅館業法上の営業許可を取得した「農林漁業体験民宿業」を営む施設です。

¹⁷ グリーン・ツーリズムとは、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。

個別施策 2-2 景観保全の促進

●現状と課題

本市は、市内のどこからでも富士山を眺めることができ、本市が行っている富士山百景写真コンテストにおいても、茶やレンゲ等の農業資源を写し込んで撮影した写真が選ばれています。

観光客等にも人気が高いこのような美しい景観は、農業者や地域住民による営農や保全活動が継続されることによって維持されていますが、保全活動者も高齢化の問題がありますので、地域住民だけではなく、今後は地域外の応援者の参加が必要となります。

●施策の内容

優良な景観を保全するとともに持続可能な営農ができるよう、農業者及び景観保全に取り組む地域住民等の活動を支援します。

●具体的な取組

- ・ 農業の有する多面的機能¹⁸発揮促進に取り組む団体への支援
- ・ 大淵笹場の景観保全活動への支援
- ・ 地域や企業の協働による保全活動の促進

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
農村環境保全活動に取り組む活動組織数	4件 (平成26年度)	6件 (令和2年度)	10件 (令和8年度)



レンゲソウによる景観保全



大淵笹場から望む富士山

¹⁸ 農業の有する多面的機能とは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことを言います。



個別施策 2-3 市民農園の促進

●現状と課題

農業者の高齢化や担い手の減少等により、遊休農地等が増加している一方、非農家世帯では「家庭菜園を始めたい」「退職後の楽しみとして農業を始めたい」という要望が増えています。

本市には、市が運営するファミリー農園¹⁹のほか、農地所有者等が運営する市民農園が開設され、多くの方が利用していますが、供給不足の状況が続いています。

このため、遊休農地等を有効活用することによって、市民農園の整備を促進し、より多くの市民に農作物の栽培機会を提供する必要があります。

●施策の内容

市民農園は、市のファミリー農園が、8箇所、149区画、農地所有者等が運営しているものが、4箇所、170区画ありますが、区画数以上の利用希望があり、新たな市民農園が求められています。

このため、小規模農地など担い手に集積できにくい農地については、農地所有者等による市民農園の開設を促進し、遊休農地等の有効利用を進めていきます。

●具体的な取組

- ・市が整備した市民農園の運営・管理
- ・農園利用方式²⁰や特定農地貸付法²¹を利用した市民農園開設に対する支援
- ・市内にある市民農園の情報発信

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
市民農園開設数	9箇所 (平成26年度)	12箇所 (令和2年度)	20箇所 (令和8年度)

¹⁹ ファミリー農園とは、富士市が開設している市民農園の名称です。

²⁰ 農園利用方式とは、農業者(農地所有者)が農園に係る農業経営を自ら行い、利用者(住民等)が農園に係る農作業の一部を行うため当該市民農園に入場するといった方式で、賃借権等の権利を設定するものではなく、農業者の指導・管理のもとに利用者の方々がレクリエーション等の目的のため複数の段階で農作業を体験するものです。

²¹ 特定農地貸付法とは、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」を言い、都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例を定めた法律です。貸付農園の開設(対象農地面積は10a未満)をするためには、当該農地を所轄する農業委員会の承認及び市町村と貸付協定を締結する必要があります。

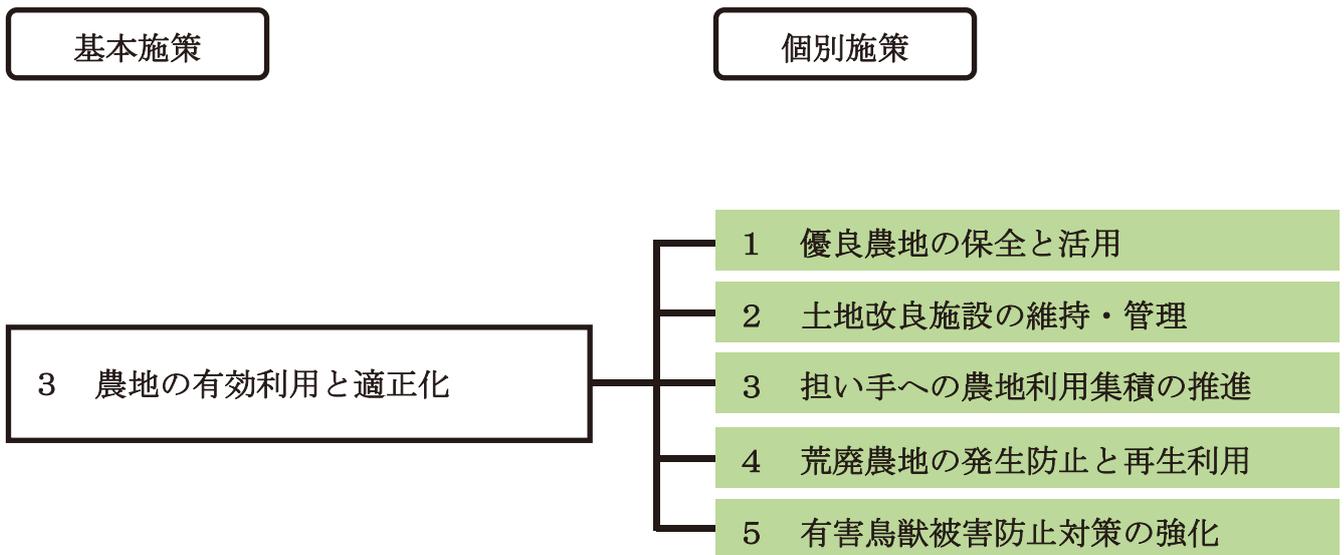
基本施策3 農地の有効利用と適正化

担い手不足に伴い、農業振興地域²²やそれ以外の地域を問わず、耕作されず雑草が生い茂っている農地が増えてきています。

荒廃した農地は、イノシシやハクビシン等の有害鳥獣²³の住処になり、近隣の農地が餌場になるなど、農作物被害を発生させる原因となります。

また、一度荒れてしまった農地は、借り手を見つけることが困難となり、利用可能な状態に復旧するには手間とコストがかかります。

持続可能な状態で土地を維持し、荒廃地化した土地を回復し、優良農地を継続的に維持していくためには、意欲のある担い手に農地を集積し、農地の有効利用と適正化を図ることが重要となります。



²² 農業振興地域とは、農業の健全な発展と国土の合理的な利用を図る上で、長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域です。農業振興地域の指定は、市と協議の上、県知事が行います。

²³ 有害鳥獣とは、農作物などに被害を与える鳥獣です。本市では、富士市鳥獣被害防止計画において、対象鳥獣をサル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カラス、ヒヨドリとしています。



個別施策 3-1 優良農地の保全と活用

●現状と課題

集団的な優良農地を確保するため、富士市農業振興地域整備計画²⁴において、農用地利用計画²⁵を定めています。

基幹作物である茶、水稲、野菜類、果樹、花き等を中心とした農業振興施策を推進するとともに、担い手やビジネス経営体²⁶の育成、農用地区域²⁷内農地（青地）の集積・集約化を図り、必要に応じて基盤整備、施設整備により農業の活性化を図っています。

また、遊休農地や荒廃農地といった、農地でありながら耕作されていない土地の発生抑制や早期再生に努める必要があります。

●施策の内容

計画的な土地利用を推進し、優良農地を確保するため、農業振興地域の整備に関する法律²⁸に基づく農業振興地域制度、農地法²⁹に基づく農地転用制度の適切な運用を図ります。

また、経営規模の拡大と農地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るため、農地の流動化や農作業の共同化を促進します。

さらに、遊休農地等の利用のために、基盤整備による農地の再生を支援していきます。

●具体的な取組

- ・ 農業振興地域整備計画の策定
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度の適切な運用
- ・ 農地法に基づく農地転用制度の適切な運用
- ・ 基盤整備による優良農地の造成

²⁴ 富士市農業振興地域整備計画とは、県が定めた基本方針に基づき、農業振興地域内において農業振興に関する施策を計画的に推進するため、おおむね10年先を見据えて、県との協議の上、市が定める公的な計画です。この計画の中で、今後農業用に活用する地域（農用地区域）とそれ以外の地域に区分し、農業生産基盤の整備など、農業振興に関する各種施策の実施を定めています。

²⁵ 農用地利用計画とは、農業振興地域における農業上の土地利用を定めるもので、農業上の用途を指定して、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域を定めています。

²⁶ ビジネス経営体とは、個人経営から脱皮し、企業的な経営感覚で、地域の農業を引っ張っていけるような経営体を言います。

²⁷ 農用地区域とは、農用地利用計画において、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべきと定めた土地の区域です。農業振興施策が重点的に実施されます。原則として、農業上の用途以外の利用はできません。

²⁸ 農業振興地域の整備に関する法律とは、総合的に農業の振興を図るべき地域の整備に関し、必要な施策を計画的に推進するための措置を定めた法律です。略称は、「農振法」と言います。

²⁹ 農地法とは、農業生産の基盤である農地の所有、農地の転用の制限、農地の利用関係の調整等を定めた法律です。

個別施策3-2 土地改良施設の維持・管理

●現状と課題

本市には、市が管理する農道及び土地改良区³⁰が管理する農道と、これまでに整備した農業生産の基盤となる用排水施設等がありますが、近年、土地改良施設³¹の老朽化による機能の低下が懸念されています。

●施策の内容

農作業の効率化や農村地域の生活改善のため、市が管理する農道及び土地改良区の農道を適切に維持・管理するとともに、必要に応じて農道の改良を実施します。

また、用排水施設について、国・県・土地改良区等と連携しながら調査を実施し、適正な時期に計画的な維持・補修を行うほか、地域の状況・要望に応じて新設・改修を検討していきます。

●具体的な取組

- ・老朽化が著しい農道の維持・補修
- ・狭あい農道の拡幅（機械化への対応など）
- ・土地改良事業での、用排水路、用排水機場、水門等の新設・改修の実施
- ・県営事業等により実施する各土地改良事業に対しての支援



江尾江川地区西側排水機場



富士東部土地改良区

³⁰ 土地改良区とは、土地改良法に基づく土地改良事業を施行することを目的として設立された法人です。同法3条の有資格者15人以上の者が、県知事に申請を行い、許可を受けることで設立します。

³¹ 土地改良施設とは、農業のための道路、用水施設、排水施設、その他農業をするにあたり有益な施設を言います。



個別施策3-3 担い手への農地利用集積の推進

●現状と課題

茶、水稲等の土地利用型農業において、作業効率や生産性を向上するためには、農地の集積・集約が有効となります。

農業者の高齢化等に伴い労働力が不足し、耕作されなくなる農地が増加していますので、規模拡大を希望する担い手に集積し、効率的で安定的な農業経営を確立していくことが必要となります。

●施策の内容

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構³²とともに、離農・規模縮小する農業者等からは農地の貸付申込の受付を行い、規模拡大を希望する農業者からは農地の借受希望を受け付けて、その情報をもとに関係機関の協力の下、農地の利用調整を実施します。

また、農地の集積に繋がる、農業者が地域の将来を話し合い、地域における担い手を確保し、地域の農業を守り持続していくことを目的とした「人・農地プラン³³」の作成を支援します。

集積・集約し規模拡大となった農地での農作業の省力化や労力軽減のため、スマート農業³⁴導入を関係機関とともに促進していきます。

●具体的な取組

- ・農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化の推進
- ・農業者等が希望する遊休農地等の斡旋
- ・人・農地プランの作成支援
- ・スマート農業導入の促進

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
農地中間管理事業による 担い手への農地集積延面積	12.5ha (平成27年度)	343.6ha (令和2年度)	400ha (令和8年度)

※農地中間管理機構への貸付面積

³² 農地中間管理機構（農地バンク）とは、法律に基づき、都道府県における農地の中間的受け皿組織であり、都道府県知事が指定します。全都道府県に設置されています。

³³ 人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものです。

³⁴ スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現することを推進する新たな農業のことを言います。

個別施策3-4 荒廃農地の発生防止と再生利用

●現状と課題

全国的に、農業者の高齢化や担い手不足を原因とした、荒廃農地の増加が問題となっています。耕作が放棄され農地が荒れてしまうと、雑草が生い茂り、病虫害や鳥獣被害の温床となるなど、周囲の農地に悪影響を及ぼします。また、地域社会においても、ゴミの不法投棄や不審火の原因となるなど生活環境を悪化させることとなります。

●施策の内容

本市の農業関係団体にて組織する、富士市農業再生協議会³⁵及び農業委員会と連携し、荒廃農地の発生防止に努めます。

また、県と協力して、荒廃農地となった農地の再生・利用に取り組んでいきます。

●具体的な取組

- ・荒廃農地の再生・利用に関する情報発信
- ・荒廃農地を再生・利用する農業者等に対する支援
- ・基盤整備事業などによる国及び県事業の活用

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
荒廃農地面積	32ha (平成26年度)	80ha (令和2年度)	80ha (令和8年度)

再生前



再生後



荒廃農地の再生

³⁵ 富士市農業再生協議会とは、国の経営所得安定対策、県の荒廃農地対策、認定農業者支援、農業振興に係る計画や管理、国・県の補助事業の評価機関になるなど各種事業を展開することで、地域農業の振興に資することを目的としています。富士市、富士市農協、静岡県農林事務所、認定農業者などにより組織されています。



個別施策 3-5 有害鳥獣被害防止対策の強化

●現状と課題

本市における鳥獣被害は、有害鳥獣の増加、生息分布域の拡大、外来生物による新たな被害の発生などにより、農林業被害に留まらず、生態系や生活環境等の広範囲に及んでおり、特に中山間地域を中心に深刻化しています。

近年では、富士山麓におけるニホンジカ、愛鷹山麓におけるニホンザル、富士川地区におけるアライグマ等の被害が問題となっています。

農業者の営農意欲が低下し荒廃農地の発生要因となるため、鳥獣被害防止に対する取組を強化するとともに、猟友会員の高齢化も顕著ですので、捕獲の担い手を増やし、猟銃及びわなによる捕獲体制の強化も推進していく必要があります。

●施策の内容

農地の鳥獣被害防止対策及び捕獲の担い手確保を図るため、鳥獣の侵入防止のためのネットや電気柵の設置、わな猟免許の新規取得者に対する免許取得経費の支援、猟友会等が実施する有害鳥獣の捕獲活動への支援を実施します。

また、市、農業協同組合、森林組合、地元猟友会などの関係団体によって構成される富士市鳥獣被害防止対策協議会により、有害鳥獣の捕獲頭数に応じた補助金を支払う緊急捕獲活動支援事業や、防護柵設置講習会の実施等を通じて、本市の農林業被害防止対策に関する総合的な対策を講じます。

●具体的な取組

- ・鳥獣の侵入防止柵設置費用に対する支援
- ・わな猟免許取得費用に対する支援
- ・有害鳥獣捕獲活動支援
- ・鳥獣被害防止対策協議会による防護柵設置講習会及び緊急捕獲活動支援の実施
- ・小動物等の捕獲に対する支援

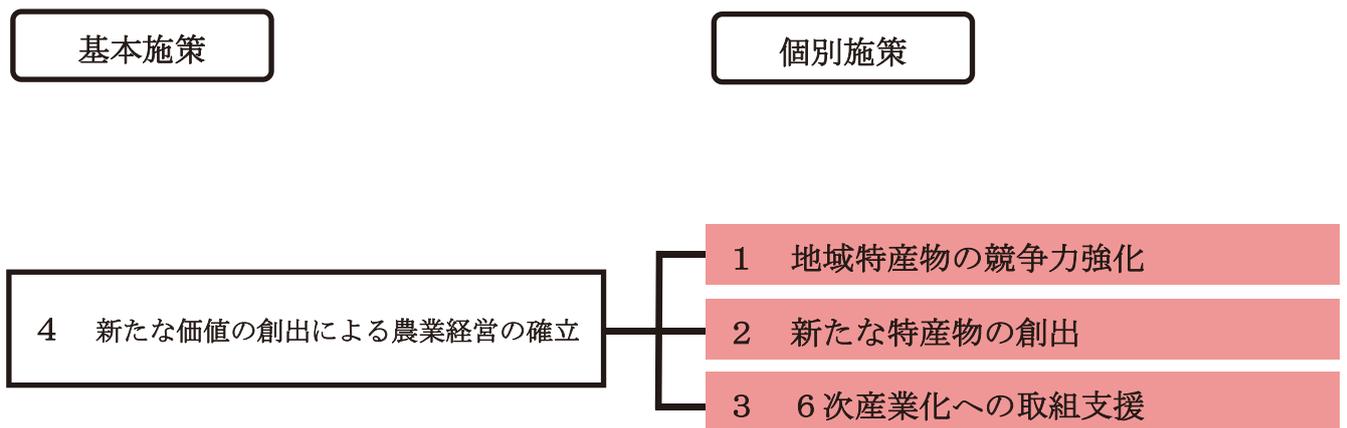
●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
有害鳥獣捕獲頭数	828 頭 (平成26年度)	534 頭 (令和2年度)	650 頭 (令和8年度)

基本施策4 新たな価値の創出による農業経営の確立

農産物は、地域の気候や土壌等の自然条件に応じて選択され、地域の文化や歴史に強く影響を受けつつ、地域独自の環境のなかで生産されています。このような地域の特性を活かして「地域ブランド」を確立することによって、他地域との差別化、高付加価値化、消費者への訴求力の向上等を図ることが可能となります。

このため、新たな特産物の導入、特産品の創出、6次産業化等のブランド力向上に資する取組を支援し、本市で生産される農産物の価格向上や流通拡大による農業経営の安定化を促進していきます。





個別施策4-1 地域特産物の競争力強化

●現状と課題

農産物の販売価格の低迷等により、農業経営は厳しい状況を迎えています。

また、国内市場の縮小や環太平洋パートナーシップ（TPP）協定³⁶による輸入農産物の増加などへの対応も求められてきます。

そこで、この状況を打開していくためには、富士ブランド³⁷への登録だけでなく、農産物そのものの価値を高めるほか、輸入農産物や他産地との差別化を図り、市内外へPRしていく必要があります。

●施策の内容

富士市農業振興推進協議会³⁸の各部会活動や富士のお茶振興推進協議会³⁹及び富士市茶手揉保存会⁴⁰の活動に対する支援のほか、地域資源を活用した地域ブランドを確立することで、生産力及び販売力の向上を図り、輸出拡大も視野に入れた農産物の競争力強化を推進します。

●具体的な取組

- ・富士市農業振興推進協議会の各部会活動の支援
- ・富士のお茶振興推進協議会の活動支援
- ・富士市茶手揉保存会の活動支援
- ・静岡茶輸出拡大協議会等を活用した輸出に関する取組支援
- ・地域特産物の富士ブランド登録の推奨
- ・「富士のお茶」と「富士のほうじ茶」のブランド化支援

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
農業部門の富士ブランド登録数	25件 (平成26年度)	35件 (令和2年度)	45件 (令和8年度)

³⁶ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定とは、アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進めるなど幅広い分野でルールを構築する経済連携協定です。

³⁷ 富士ブランドとは、富士商工会議所により、全国に誇ることのできる富士地域の素材・名勝・歴史を生かした、独自性のある産品・サービスなどに与える称号です。

³⁸ 富士市農業振興推進協議会とは、農業技術の向上と農業後継者の育成及び生産基盤の充実等諸対策を協議し、もって農業振興に資することを目的とする組織です。

³⁹ 富士のお茶振興推進協議会とは、富士のお茶の啓蒙、PRと茶業の振興を図る団体のことです。富士市、富士市農協、富士茶農協、静岡県富士農林事務所、富士茶商組合、市内製茶工場などにより組織されています。

⁴⁰ 富士市茶手揉保存会とは、お茶の手揉技術の向上・保存・交流に努め、その技術及び製品を広く公開展示し、本市の茶業振興を図る団体です。市内外の茶業関係者で組織されています。

個別施策4-2 新たな特産物の創出

●現状と課題

本市の基幹作物である茶の生産者は、何年にもわたる市場価格の低迷により、厳しい状況に置かれています。このため、採算性の低い茶園を他の畑作物へと転換して収益を確保する複合経営化が行われています。

本市の温暖な気候、豊かな土壌、標高差等の特性を活かし、生産可能な農産物の中から消費者の需要に応じた特産物を選定して栽培することが必要となっています。

このような状況のなか、茶から畑作物への転換を図ってきましたが、新たな特産物の創出が必要となっています。

●施策の内容

富士市農業振興推進協議会や農業協同組合とともに、農業者の所得向上を目的とした新たな特産物の栽培支援を行います。

また、落葉果樹⁴¹やかんきつ類の生産や煎茶以外の茶の生産及び販売の支援も行っています。

●具体的な取組

- ・新たな農産物の栽培促進
- ・トウモロコシや落花生の栽培面積の拡大
- ・落葉果樹及びかんきつ類特産化への支援
- ・ほうじ茶の生産や販売の促進及び新商品開発支援

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
ほうじ茶を使用した新商品開発数（累計）	2件 （令和2年度）	2件 （令和2年度）	35件 （令和8年度）

⁴¹ 落葉果樹とは、冬に葉を落とし、果実等が食用として利用できる梨、キウイフルーツ、ぶどう等を言います。



個別施策4-3 6次産業化への取組支援

●現状と課題

農業の6次産業化⁴²の取組は、農業者による生産・加工・販売の一貫した経営、又は農工商連携⁴³による新たな商品開発、サービスの創出、市場開拓等により、商品の付加価値や地域の雇用創出が期待できます。

また、本市を代表する作物である茶においては、かねてより多くの生産者が、自園（栽培）・自製（加工）・自販（販売）という6次産業化の経営形態をとっています。その他の農産物においても、6次産業化事業によって土産品や贈答品を開発し、販路拡大を図っており、この取組を一層推進する必要があります。

●施策の内容

6次産業化に取り組む農業者に対する、県が実施するChaOI（チャオイ）プロジェクト⁴⁴推進事業の利用を促進し、加工や販路開拓、衛生管理、経営改善、輸出、異業種との連携など課題解決に向けての支援を行います。

また、農業者には、富士市地域産業支援センター⁴⁵や富士山観光交流ビューローなどの専門性の高い機関の利用を促し、農業者と商工観光業者の連携を強化することで、農産物の付加価値向上、市場開拓に寄与する取組を促進します。

●具体的な取組

- ・ ChaOI プロジェクト推進事業の利用促進
- ・ 6次産業化促進支援事業補助金の利用促進
- ・ 富士市地域産業支援センターや富士山観光交流ビューロー等の利用促進

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
6次産業化支援事業取組件数(累計)	11件 (平成26年度)	41件 (令和2年度)	70件 (令和8年度)

⁴² 6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組を言います。

⁴³ 農工商連携とは、農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持寄り、新商品、新サービスの開発などに取り組むことを言います。

⁴⁴ ChaOI（チャオイ）プロジェクトとは、県による静岡茶の需要創出に向けた新商品の開発や販路拡大、需要に応じた生産構造の転換、複合作物の導入等の取組に対する支援を言います。

⁴⁵ 富士市地域産業支援センターとは、市内の事業者や市内で起業を希望する人を対象に、支援を行う窓口です。常駐のコーディネーターや地域内の産業支援機関の職員に相談できます。

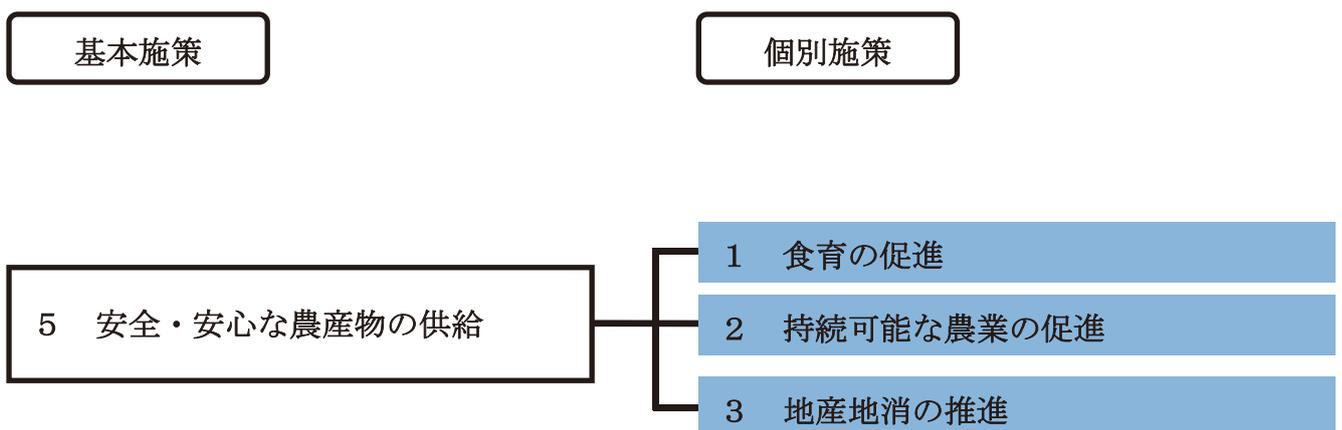
基本施策5 安全・安心な農産物の供給

市内各所で開設されている産直市では、新鮮で農業者の顔が見える農産物が購入できることから人気を集めており、市民は地元で採れたものを地域で流通する仕組みを求めているものと考えられます。

また、化学肥料や化学合成農薬の使用を抑え、自然環境に対する負荷の軽減に配慮して栽培された農作物を求める消費者も増えつつあります。

このことから、安全・安心な農産物の生産活動等を支援するほか、産地にこだわる消費者にとっては、地元農作物が販売されている産直市が人気ですので、多様かつ高度化した消費者のニーズに応じた生産活動となるよう支援していきます。

さらに、食育を促進し、市民の健全な食生活と地域農産物への理解を深めていきます。





個別施策5-1 食育の促進

●現状と課題

食育⁴⁶は、私たちの食生活を豊かにし、健全な心身と豊かな人間性を育むことに繋がります。食生活が多様化し食に関する情報が氾濫するようになり、生涯を通じて食に関する知識と食を選択する力の習得が求められています。このような中、本市では、食に対する意識向上を図るため、地域の農産物を活用して食に関する施策に取り組んでいます。

しかし、市民には食を支えている農産物や農業に関しての知識や情報を得る機会が少ないため、学校等での食農教育⁴⁷や給食での地場産品の使用を進めていくことが必要となります。

●施策の内容

本市は、食を通して、「食で育む健全な心とからだ」の実現を理念とする「富士山おむすび計画」を策定し、食と健康に関する施策を展開しています。

富士市学校給食等地場産品導入協議会⁴⁸や富士市農業振興推進協議会では、小学校等における食農教育の推進、学校給食への地場産品の導入、地場農産物を活用した郷土料理等の普及を通じて、地域の優れた農業資源を活かした取組を実施します。

●具体的な取組

- ・学校給食等地場産品導入協議会の活動支援
- ・農業振興推進協議会による持ち寄り発表会（地元食材による料理等の発表）の開催
- ・小学校等でのお茶の淹れ方教室の支援

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
学校給食地場産品導入率	45% (平成26年度)	44.6% (令和2年度)	52% (令和8年度)

※学校給食地場産品導入率は、学校給食で扱われている県内産の農産物の品目数により導入率を算定

⁴⁶ 食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるもの。様々な経験を通じ「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること（平成17年7月制定食育基本法より）としています。

⁴⁷ 食農教育とは、食育に加え、食を支えている農業に関しての知識や体験などを含む教育です。

⁴⁸ 学校給食等地場産品導入協議会とは、生産者、学校給食関係者、農業関係者、市場関係者が一体となって、地場産品の学校給食への導入を支援し、消費者、児童生徒への情報発信を強化することで、地域の地場産品をアピールするとともに、地域における食育の推進、農業の発展を目指すために設立した協議会です。

個別施策5-2 持続可能な農業の促進

●現状と課題

近年、世界的に地球温暖化防止や生物多様性⁴⁹の保全に向けた対応が課題とされており、化学肥料や化学合成農薬等を極力使用しない環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業が求められています。

しかし、環境に配慮した農産物であっても商業的な価値に結びつきにくいいため、環境保全型農業⁵⁰を認知してもらうとともに、生産された農産物の価値を高めていく取組が必要となります。

●施策の内容

農業の自然循環機能が維持増進される取組を行うエコファーマー⁵¹の認定、有機農業⁵²の促進を通じて、農業の持続的な発展に寄与する取組を支援していきます。

また、環境保全型農業によって生産された農産物に関する情報発信を行います。併せて、GAP⁵³等の取組を推進し、食の安全性の向上と競争力の強化を図り、販路拡大や輸出拡大に取り組む農業者への取組支援を行います。

●具体的な取組

- ・ GAP 認証の取得及び更新の推進
- ・ 環境保全型農業で生産された農産物の情報発信
- ・ 県エコファーマー制度の活用促進
- ・ 販路拡大に向けた取組支援

●取組目標

指標	基準値	現状	目標値
GAP 認証を取得している農場数	265 件 (令和2年度)	265 件 (令和2年度)	310 件 (令和8年度)

⁴⁹ 生物多様性とは、全ての生き物は、ただ一種だけで生きていくことはせず、他の多くの生物とつながり、共生の関係をもち、多様な関わり合いから成り立っていることを言います。

⁵⁰ 環境保全型農業とは、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことです。

⁵¹ エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、持続性の高い農業生産方式（土づくり、化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行う生産方式）を導入する計画を立て、知事の認定を受けた農業者の愛称です。

⁵² 有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいいます。

⁵³ GAP（農業生産工程管理）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。J-GAP、A-GAP、G-GAP等の第三者認証を取得することにより、販路拡大にも繋がります。

個別施策5-3 地産地消の推進

●現状と課題

地産地消⁵⁴に取り組むことは、生産者にとって、地域の消費者ニーズを的確にとらえた効率的な生産や流通経費の軽減が図られ、消費者にとって、身近な場所から新鮮で安心な農作物を得ることができるというメリットがあります。

しかし、地元農業者や農産物に関する情報は、地域の消費者に十分に知られていないことから、地元で生産された農産物に関する情報提供の機会を増やしていくことが必要となります。

●施策の内容

農業協同組合等が開設している地場産品直売所に関する情報発信、岳南富士地方卸売市場⁵⁵及び流通関係者との連携を図り、農業者と消費者の距離を縮めることで、地産地消を推進していきます。

また、安全・安心な農産物を消費者に提供するため、農業協同組合が定期的実施する農産物の農薬残留検査に対する支援により、本市の農産物の安全性をアピールしていきます。

●具体的な取組

- ・ 農業振興推進協議会産直市専門部への活動支援
- ・ 市内地場産品直売所の情報発信
- ・ 農業協同組合が行う農産物の農薬残留検査の支援



ふじのくに楽座市場



産直市マップ

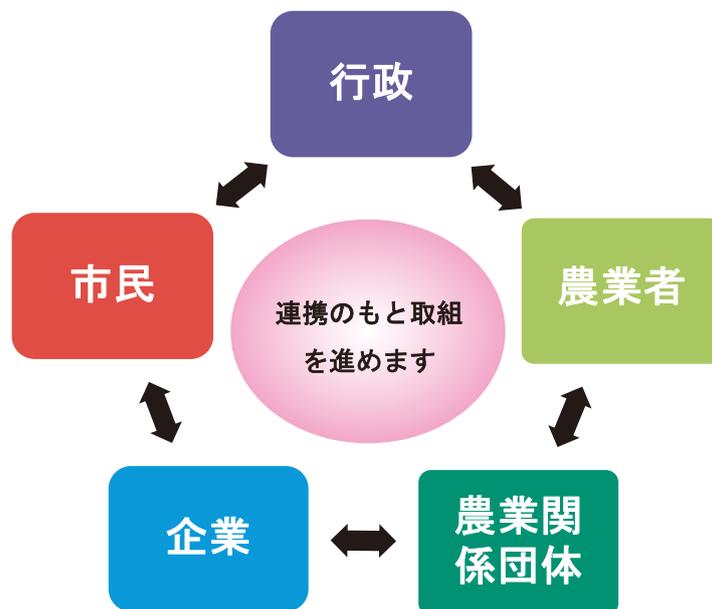
⁵⁴ 地産地消とは、地域で採れたものを地域で消費することです。食の安全・安心を確保し、消費者と農業者の「顔の見える関係づくり」を進めることにより、地場産品の消費拡大、関連産業の活性化、地域の食文化の伝承と形成、食育の推進など多様な波及効果が期待できます。

⁵⁵ 岳南富士地方卸売市場とは、旧富士市公設地方卸売市場を前身とする民間の市場です。

第6章 推進体制

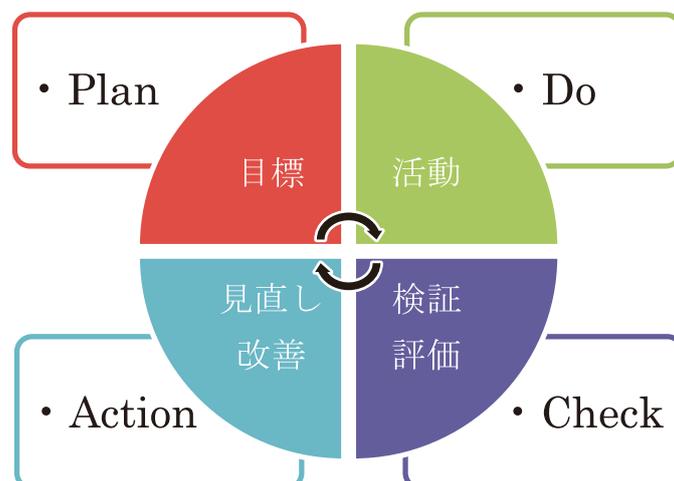
1 関係機関等との連携

「富士山の豊かな恵みを活かし 活力ある農業が継続するまち」を目指し、本ビジョンに沿った施策を実現していくためには、行政・農業者・農業関係団体・企業・消費者である市民が、それぞれの立場で考え、行動し、本市の農業の魅力向上させていく必要があります。また、行政は、農業・農村の持つ国土保全、遊水機能、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的機能が発揮されるよう、働き掛けを行っていく必要があります。



2 進行管理

本ビジョンの適切な進行管理を行うため、「富士市農業再生協議会」において、施策の進捗状況の管理及び評価を行います。さらに、農業を取り巻く環境の変化に応じて、より効果的な取組を実施するため、必要に応じて見直し及び改善を図ります。



3 計画の実現に向けて

後期計画では、現状と課題を踏まえ、5年後を見据えた施策や取組目標を設定しました。超高齢社会を迎え、人口減少が加速していく中、全ての取組に対して右肩上がりの目標を掲げることは困難ではありますが、可能な限り農業振興の指標となる目標設定をいたしました。

特に、農地については、担い手不足、農地が散在することによる非効率性、荒廃農地の増加が課題として挙げられます。このため、農地中間管理事業や荒廃農地再生・集積促進事業の活用により、農地を適正な状態に維持するとともに、集積可能な優良農地を担い手に集約し農地を荒廃させることなく持続可能な農業経営を継続する方策を見出していく必要があります。また、それと同時に、新規就農者の確保、地域特産物の育成、有害鳥獣の被害防止、地産地消、スマート農業の導入を進めていく必要があります。

土地改良施設については、既存施設の老朽化や地元の資金負担が課題となりますが、持続的に農業を行っていくには、計画的な維持・補修及び新設・更新が必要となります。

現在、世界中で新型コロナウイルス感染症が蔓延しておりますが、収束の後には、多くの観光客が日本を訪れることが予想されます。世界文化遺産登録された「富士山」やユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」に象徴されるように、日本の文化や食生活が世界から注目を浴びています。このような機会を活かして、本市で生産された農産物を活用した新商品の開発や販路開拓に対する支援を進めていくことが重要です。

また、本市の農産物を輸出することも、農業の発展を考える上では必要です。輸出をする際には、各国で農薬の規制があるため、残留農薬に関する課題を克服し、GAPの取組によって生産された農産物を利用した商品を販売していくことも必要です。

今後は、5年後の農業に新たな方向性が見出されるよう、農業者、市民、行政が一丸となって、農業の課題を地域の課題として捉える必要があります。しかし、農業の課題は私達の生活と密接に結びついているにも関わらず、十分理解されていないことも事実です。

持続可能な農業として発展していくためには、一つ一つの課題を解決していくなかで、地域の農業者と地域住民と行政が互いに信頼感を保ち、より身近な存在になっていくことが必要です。

本ビジョンは、本市農業振興の施策を示した計画であるため、後期計画として今回、加筆・修正をしました。この後期計画を、今後の農業振興の方向性を定めていくための礎として、農業政策に役立てていきます。

富士市農業振興ビジョン

後期計画

令和4年3月発行

編集・発行 富士市産業経済部農政課
〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地
TEL 0545-55-2781 FAX 0545-53-2550

富士市行政資料
登録番号R3-67